

蕨市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1 目的

蕨市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは、住宅の所有者や居住者等に対して、耐震化に関する意識啓発や情報提供の更なる充実を図る等、住宅の安全性を確保するための取り組みを計画的かつ積極的に行うことを定め、以って住宅の耐震化を緊急に促進することを目的とする。

2 位置付け

蕨市耐震改修促進計画（第2次）に定めた耐震化率の目標を達成するため、蕨市耐震改修促進計画「第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」の「1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針」に基づき、耐震化に関する緊急的な取り組みとして定めるものである。

3 緊急耐震重点区域

本市の住宅の耐震化の状況から、市内全域とする。

4 対象建築物

昭和56年6月1日以前に着工した木造戸建て住宅及び分譲マンションとする。

5 計画期間

蕨市耐震改修促進計画（第2次）の計画期間に合わせ、平成29年度から平成32年度までとする。

6 取り組み

(1) 戸別訪問

緊急耐震重点区域の対象建築物の所有者、居住者又は居住者を代表する管理組合等の組織（以下「所有者等」という。）に対して、耐震化に係る意識啓発を図るとともに有益な情報提供を行うため、当該対象区域に存する対象建築物に対して戸別訪問を実施する。

戸別訪問のスケジュールは、別表のとおりとする。

(2) 相談体制の充実

対象建築物の所有者等が安心して耐震診断や耐震改修を実施できるよう、また、建築士や施工業者の紹介等の相談にも対応するため、関係事業者団体等との連携を図り、耐震改修に係る相談全般に対応する体制を整える。

7 連携

社団法人 埼玉建築士会等、関係団体と更なる連携を図り、耐震相談会の実施等を通して耐震化の促進に取り組む。

8 実績の公表

本アクションプログラムに基づく訪問戸数・棟、耐震診断の実績、耐震改修工事費補助の実績は、年度毎に本市のホームページに掲載して公表する。

9 その他

国や県の方針、関連計画の改定、市内の住宅の耐震診断・改修の実績の進捗、社会経済状況の変化、所有者等の耐震化に対する意識やニーズ等を勘案し、効果的な耐震化の促進を図るため、必要に応じて、適宜、本アクションプログラムの見直しを行う。

別表

	~H28	H29	H30	H31	H32
木造戸建て住宅					
分譲マンション	実施済み				